

松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務仕様書

1. 業務目的

本業務は、松山空港将来構想において、「地域の賑わいを創出する愛顔あふれる空港」の実現に向けて有効な手段として提言された、コンセッション方式の導入可能性の検討に資するため、関係者間のプロセス及び役割分担の整理、それを踏まえた県としての対応方針の検討、松山空港ビル株式会社（以下「空港ビル」という。）の事業価値評価、関係者調整に係る助言等、必要なアドバイザー業務を総合的に実施することを目的とする。

あわせて、将来的に制度設計が検討される場合も見据えた参考資料を整備するため、松山空港の現状や課題の把握を踏まえた地域として望ましい在り方や考慮すべき事項（地元要望を含む）を整理し、その方向性をとりまとめる。

2. 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

3. 業務内容

以下の(1)～(4)を基本とするが、これに限らずコンセッション導入に係る検討の適正かつ円滑な実施に必要な業務について整理し助言すること。調査にあたっては、対象機関の負担軽減に配慮し、実効性の高い手法を用いること。なお、具体的な実施内容は、提案内容を基に委託者と協議の上、決定する。

(1) コンセッション導入プロセス・役割分担及び県の対応方針の整理

- ・過去の国管理空港における導入検討から事業開始までの一般的ロードマップ（スケジュール、マイルストーン、役割分担）の整理
- ・国・県・空港ビル・地元関係者等の役割分担及び主要マイルストーンの整理
- ・松山空港の現状・課題の把握を踏まえ、地域として望ましい在り方や考慮すべき事項（地元要望を含む）を整理し、方向性をとりまとめる

(2) コンセッション導入可否の検討材料の整理

- ・導入時の主要課題・論点の抽出・整理（制度・契約・財務・運営・地域連携 等）
- ・地域として望ましい在り方を踏まえたメリット／デメリットの整理（サービス水準、投資促進、雇用・路線、災害対応 等）
- ・官民のリスク分担及びスキーム選択肢（範囲・期間・移管手法 等）の比較検討
- ・可否判断の前提条件と判断枠組み（Go／No-Go の目安・トリガー）の提示

(3) 空港ビルの事業価値評価

- ・空港ビルが保有する不動産資産の現況調査（固定資産台帳、権利関係、長期修繕費用、経済的調査 等）
- ・空港ビルの会計面・税務面・法務面の確認
- ・コンセッション導入に際し、空港運営権者に一体的に運営させることが適当な事業、関連する資産の範囲の検討
- ・空港ビルの資産・株式等の評価額の試算（評価レンジ・主要ドライバーの感度を含む）
- ・空港ビルやその株主の協力事項や想定スケジュールに関する整理
- ・その他、ビル会社等の株式を空港運営権者に譲渡することを想定した場合、必要となる調査・把握・整理

(4) 関係者調整に関する総合支援

- ・協議・説明に必要な論点整理メモ、説明資料、想定 Q&A の作成
- ・コンセプションを導入した場合の地元への波及効果・地元企業のビジネスチャンス等を整理し、関与の在り方の方向性の検討
- ・必要に応じた協議への同席・助言（国、空港ビル、地元関係者 等）

4. 留意事項

- (1) 本業務に必要となる公認会計士、税理士の有資格者専門家を各 1 名以上配置すること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後、業務の進捗状況等に関する協議・報告を随時行うとともに、必要な調整を行うこと。また、議事録を作成し、会議後速やかに提出すること。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の完了検査を受けること。
- (4) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

5 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に提出し承諾を得なければならない。コピー、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理等の軽微な業務については、委託者の承認を得ずに再委託できるものとする。

6 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

8 成果品

- (1) 提出物
 - ① 実績報告書 1 部
 - ② 当該業務の関連資料一式（導入可否検討メモ・空ビル事業価値評価報告書など）
 - ③ その他 県が業務の確認に必要と認める書類。

※Word、Excel、PowerPoint の編集可能データ一式を、電子データ媒体（DVD）で1部提出すること。

※著作権は全て委託者に帰属する。

(2) 提出場所

愛媛県 観光スポーツ文化部 航空政策室 空港・国内航空振興グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

9 その他の留意事項

- (1) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者とで協議のうえ決定すること。
- (3) 松山空港の空港ビル（又は株主）との経営一体化に関連する業務（DD、評価、助言等）の受託を禁止する。